

最長60才まで、所得を補償する保険です。

収入補償制度のご案内

(団体長期障害所得補償保険)

「安心して働いて
いたくために」



ケガや病気で仕事ができない間、
最長60才まで補償を継続して
受けることができます。



ケガや病気による長期療養時の所得を補償
します。また、うつ病等の精神障害もカバー
します。

収入補償制度は、ケガや病気によって長期間仕事ができなくなったときの所得を補償する制度です。この制度により、仕事ができない間最長で60才まで所得補償を継続して受けることができます。
是非この機会に、ご自身とご家族にとって必要なプランにご加入ください。

◆お申込方法

- ・新規加入・内容変更の場合 : 加入申込票に必要事項を記入、署名いただきたいうえ、2月18日(金)までに茨城県学校生活協同組合あてご提出ください。
- ・継続加入の場合 : 特にお申し出のない場合、前年度と同一セットにて継続扱とさせていただきますので、加入申込票の提出は不要です。
- ・脱退の場合 : 加入申込票に必要事項を記入、署名いただきたいうえ、2月18日(金)までに茨城県学校生活協同組合あてご提出ください。

◆お申込締切日

: 2022年2月18日(金)

◆加入申込票提出先

: 茨城県学校生活協同組合

◆保険期間(ご契約期間)

: 2022年4月1日午後4時より2023年4月1日午後4時まで

◆保険料払込方法

: 2022年4月給与より控除開始(月払)

(注1) ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、継続時の年令が満59才まで保険契約の満了する日と同一セットで継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の被保険者の年令および保険料率によって計算されます。

(注2) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

—ケガや病気による長期療養時の所得補償—

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったとき、最長で60才まで所得を補償します。

長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間を超えて仕事ができない状態が続いている場合に最長で60才まで所得を補償します。

一部復職後も補償

職場に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部復職していても収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して(最長60才まで)補償します(保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません)。

国内外・業務中・業務外を問わず補償

ケガや病気の発生が、国内外を問わず、また業務中・業務外を問わず、24時間補償します。

精神障害も補償

躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えて仕事ができない状態が続いている場合に最長で24か月所得を補償します(精神障害補償特約セット)。

妊娠に伴う障害も補償

妊娠、出産、早産または流産による身体障害により、免責期間を超えて仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します(妊娠に伴う身体障害補償特約セット)。

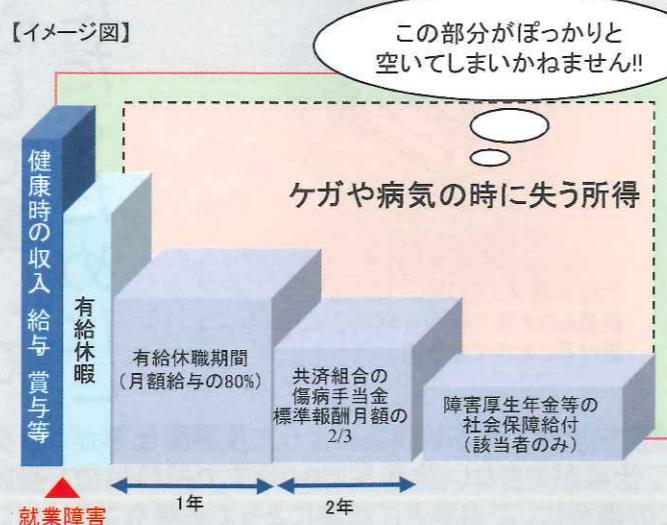
※女性のみセットできます。

1

もし、長期間
働けなくなったら…

休職する場合、給与が失われ、社会保障給付に頼らざるを得ません。しかし、共済組合の傷病手当金給付額は標準報酬月額の2/3であり、その給付額も2年で終了するために、その後は原則として所得がなくなります。(ただし、所定の高度障害に該当した場合には、障害厚生年金等が給付されます)。

【イメージ図】

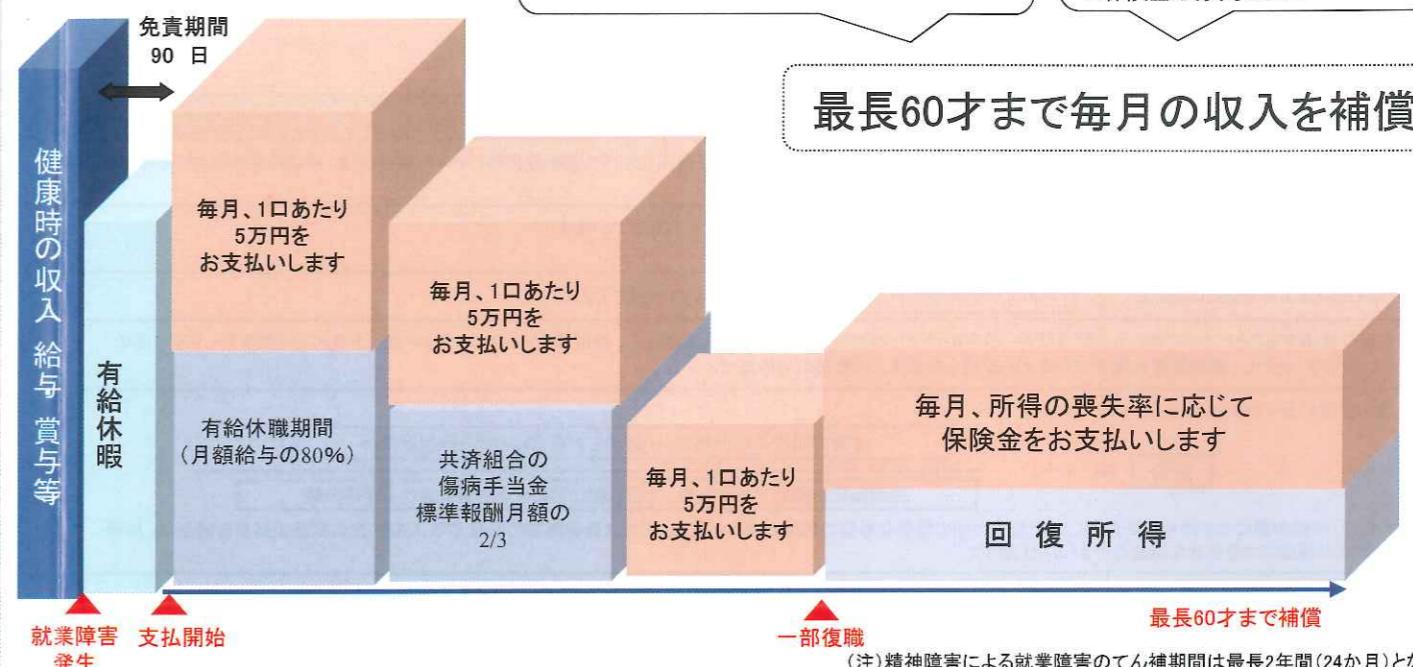


2

収入補償制度があればこう変わります!

ケガや病気により欠勤・休職期間が長期化し、90日(免責期間)を超えて仕事に復帰できない場合に、最長で60才まで所得を補償します。この保険制度により、毎月5万円(1口)から最高25万円(5口)までの補償を受けることができます。

【イメージ図】

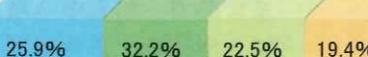


「生きること」を支えるために…

医療の高度化等により、日本人の寿命は今までになく伸び、私たちが60才以前に死亡するリスクは減少傾向にあります。しかしその反面、療養が長期化するケースや障害が残り今までと同じように働くことができないケースの増加が問題になっています。長期間にわたって治療を受けたり、リハビリを行っている間に所得が減少し住宅ローンが払えない、子どもの学費が払えないなど、「生きること」をしっかりと支えるための対策が必要です。

■生活保護を受ける理由

生活保護を開始する理由は
傷病によるものが大きい



- 傷病による収入の減少・喪失
- 貯金等の減少・喪失
- 働きによる収入の減少・喪失
- その他

<出典:厚生労働省
「平成28年度 厚生統計要覧」より
引受保険会社作成>

月々の保険料

加入対象:2022年4月1日時点で、満59才以下の組合員

- てん補期間は60才に達した日まで(※)。ただし免責期間の終了日の翌日から60才に達した日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。
(※)60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。
- 記載の保険料は団体割引5%を適用した場合の保険料です。

ご加入口数について

1口(月額5万円)あたりの保険料です。最高5口まで加入できます。

【免責期間90日】

セット名	A	B
年令/性別	男性	女性
15~24才	512円	389円
25~29才	538円	544円
30~34才	647円	719円
35~39才	829円	1,018円
40~44才	1,135円	1,321円
45~49才	1,505円	1,718円
50~54才	1,711円	1,844円
55~59才	1,622円	1,578円

年令は、2022年4月1日時点の
満年令です。

例えば、こんな場合…

40才男性年収600万円(保険金額5万円・5口加入)が、交通事故により脳挫傷を被り、1年間の入院後は要自宅介護となり、60才まで全く働くことができない状態が続いた場合に、以下の保険金を毎月お支払いします。

1口あたり
保険金額 加入口数 保険金支払額
5万円 × 5口 = 25万円



就労支援トータルサービスのご案内

「GLTD制度」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

■メンタルご相談

メンタル相談サポート
会社には相談しづらい「こころの悩み」に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます(予約制:毎日10時~17時)。
(注)治療に関するご相談はお受けできません。

メンタルITサポート
Webで提供する健康・介護チャンネルでストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。メールによるご相談は精神科医等がお応えします。
(注1)治療に関するご相談はお受けできません。
(注2)メールでのご回答は、通常3~4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。

- ※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
- ※保険金請求にかかる事故等のご相談は対象となります。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- ※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
- ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。
- ※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。

■健康・医療・介護ご相談

健康・医療・介護のご相談
健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

セルフ健康診断サポート
最寄りの人間ドック施設などをご紹介します。電話またはWeb(健康・介護チャンネル)でご利用いただけます。
(注)各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。

病院情報のご提供

全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。

(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

■各種手続きご相談

税務・フィナンシャルサポート
医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。
(注)一般的なご質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。

公的給付申請サポート
障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。

福祉情報のご提供

お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。

1か月生活するために最低限いくら収入が必要かを考え、
ご自身とご家族にとって必要なプラン(口数)にご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは収入補償制度「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。
- ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
- ご加入の際は、加入申込票の各項目（生年月日、年令・性別、他の保険契約等の有無など）について正しくご記入ください。健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（年令・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することができます。
- 事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。
- この保険は茨城県学校生活協同組合を保険契約者とし、茨城県学校生活協同組合の組合員を加入者および被保険者とする収入補償制度（団体長期障害所得補償保険）の団体契約です。
- 収入補償制度（団体長期障害所得補償保険）のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（茨城県学校生活協同組合）に交付されます。
- 保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除として、他の介護医療保険料の対象契約の保険料と合算し、所得税の場合最高4万円が、住民税の場合最高2万8千円が、所得金額から控除されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険契約はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（引受幹事保険会社）および日本生命保険相互会社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

■用語のご説明

用語	ご説明
回復所得額	免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
最高保険金支払月額	1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる額をいい、 $1\text{口あたり保険金額} \times \text{加入口数}$ によって算出した額となります。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
所得喪失率	次の算式によって算出された割合をいいます。 $\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ <p>ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。</p>
就業障害	被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。 てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。 免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。 なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
身体障害	傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。 「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。
免責期間	保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。 免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となつた場合には、免責期間に応じて定めた日数（7日）を限度として復職日数および免責期間をえた期間を通して1免責期間とします。
被保険者	協定書に記載された補償の対象となる方をいいます。
平均月間所得額	被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合は、客観的かつ合理的な方法により計算します。 $\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間収入額}^{*1}}{12(\text{か月})} - \text{働けなくなつたことにより支出を免れる金額}^{*2}$ <p>*1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。 *2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。</p>
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

●引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（幹事 分担割合95%）

MS&AD INSURANCE GROUP

茨城支店水戸第二支社

〒310-0803 茨城県水戸市城南3-11-14

電話029-224-2367

日本生命保険相互会社（非幹事 分担割合5%）

●ご相談・お問い合わせ先

取扱代理店

茨城県学校生活協同組合

〒310-0852 茨城県 水戸市 笠原町 978-46

電話029-301-1071